

第15回 農業委員会総会議事録

平成30年9月26日開会

中標津町農業委員会

平成30年9月26日、第15回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田	中	洋
3番	竹	村	聡
6番	瀧	本	和
7番	須	崎	智
8番	上	原	房
9番	和	泉	光
10番	後藤	田	宏
11番	高	橋	正
12番	赤波	江	信
13番	國	光	達
14番	小	林	亨
15番	中	村	正
16番	笠	原	康
17番	氏	家	康
18番	本	田	信

本日欠席した委員

4番	武	田	健
5番	田	中	世

附議した案件

- (イ) 議案第 8 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第 8 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第 8 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第 8 4 号 現況証明願いについて
- (ホ) 議案第 8 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ヘ) 議案第 8 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 2 項の規定による買入協議の要請について
- (ト) 議案第 8 7 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (チ) 報告第 4 6 号 農地法第 4 条許可書の交付について
- (リ) 報告第 4 7 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ヌ) 報告第 4 8 号 農地法第 5 条許可書の交付について
- (ル) 報告第 4 9 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ヲ) 報告第 5 0 号 農地委員会開催報告について

本日出席した職員

事務局長	吉川裕二
庶務係長	桐島秀一
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第15回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
1番、長谷川 孝二 委員。
2番、田中 洋希 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 8月21日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。
はじめに、8月24日東北6県と北海道の農業会議主催によります

平成30年度東北・北海道農業活性化フォーラムが「未来を拓く担い手・農地対策の実践」をテーマに、札幌市白石区で開催され、会長、代理、事務局長が出席しております。東北・北海道の各地から農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業委員会関係者ら約1,200人が参加し、農業委員会組織・制度を取り巻く情勢報告や基調講演、その他3団体からの事例発表が行われ、フォーラムアピールを宣言し閉会となりました。

次に、中標津町議会定例会が9月10日から14日までの日程で開催され10日と14日に会長が出席しております。

最後に、9月15日から2泊3日の日程で中標津町農業後継者対策協議会主催によります秋季交流会が、農業青年7名と道内外から女性8名の参加により開催され、初日の夕食交流会に会長が出席しております。

搾乳や馬鈴薯などの収穫体験で農業を実感していただき、3日間農業青年との交流を深めたことにより4組がマッチングし、今後交際に発展することが期待されているところでございます。以上で会務報告を終わります。

議長 日程3、議案第81号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案第81号「農地法第18条第6項の規定による解約通知」(1)から(6)について、事務局よりご説明申し上げます。

議案の3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積29,819㎡ほか7筆、合計畑164,496㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年1月1日から平成30年12月31日まで。5、合意解約成立の日、平成30年8月1日。6、解約の理由、合意解約。

なお、(2)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。4ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積37,875㎡ほか4筆、合計畑135,184㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成30年5月1日から平成31年4月30日まで。5、合意解約成立の日、平成30年8月1日。6、解約の理由、合意解約。

この2件については、議案第85号(2)(3)に関連するもので、賃貸借していた農地について、所有権移転するため、期間内解約するものです。

5ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 68,940 m²ほか5筆、合計畑 236,524 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 25 年 1 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日まで。5、合意解約成立の日、平成 30 年 9 月 3 日。6、解約の理由、合意解約。

なお、(4)(5)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。6 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 49,210 m²ほか5筆、合計畑 147,859 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 25 年 11 月 29 日から平成 31 年 6 月 24 日まで。5、合意解約成立の日、平成 30 年 9 月 3 日。6、解約の理由、合意解約。7 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 46,631 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 30 年 1 月 23 日から平成 32 年 12 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、平成 30 年 9 月 10 日。6、解約の理由、合意解約。

この3件については、議案第85号(8)、議案第86号(1)に関連するもので、賃貸借していた農地について、所有権移転するため、期間内解約するものです。

8 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 50,078 m²ほか15筆、畑 351,679 m²、採草放牧地 73,113 m²、合計 424,792 m²。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成 27 年 7 月 28 日から平成 37 年 7 月 27 日まで。5、合意解約成立の日、平成 30 年 7 月 2 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、後継者に使用貸借していた農地について、農地中間管理機構へ所有権移転するため、期間内解約するものです。

以上、賃貸借及び使用貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本家は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」
(1)について説明致します。10ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、合同会社〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積11,676㎡ほか2筆、
合計畑46,878㎡。利用目的、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有
適格法人に再度使用貸借設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。
4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。
平成30年10月24日から平成40年10月23日。6、当事者の経営状況、構成員〇
〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。作付作目、馬鈴薯、大根ほか。
7、見取図につきましては、11ページのとおりとなっております。
この案件につきましては、使用貸借していた農地について、農地所有適格法人に再
度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2
項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第83号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第83号「農地法第4条の規定による許可申請について」

(1) について説明いたします。13ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 27,148 m²ほか2筆、合計畑 38,691 m²。3、許可を受けようとする事由。畜舎等農業用施設建設のため。

4、転用期間。平成30年10月25日から永久転用。

5、見取図につきましては、14ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。

経営規模拡大のため、搾乳牛舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用し建設するものであります。申請面積については、38,691 m²で、平成30年9月14日に第1地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり意見聴取致します。

日程6、報告第46号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第46号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。

先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。

45ページをお開きください。

許可日、平成30年4月25日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 45,143 m²の内 12,546 m²。3、許可期間は平成30年4月27日から平成31年4月26日となっております。46ページをお開きください。

許可日、平成30年8月22日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、畑、面積 33,744 m²の内 14,919 m²ほか1筆。合計畑 19,666 m²。3、許可期間は平成30年8月22日から永年となっております。47ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 1,495 m²ほか2筆。合計畑 34,147 m²。3、許可期間は平成30年8月22日から永年となっております。48ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 39,499 m²。3、許可期間は平成30年8月22日から永年となっております。

49ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 20,490 m²の内 8,635 m²。3、許可期間は平成30年8月22日から永年となっております。

50ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積 30,842 m²の内 10,899 m²ほか1筆。合計畑 30,496 m²。3、許可期間は平成30年8月22日から永年となっております。51ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 9,796 m²の内 5,581 m²ほか1筆。合計畑 11,104 m²。3、許可期間は平成30年8月22日から永年となっております。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

日程7、報告第47号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 報告第47号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) について説明いたします。53ページをお開きください。

1. 当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成29年8月25日付、中農委4第29-2号。3、許可

地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間、平成29年8月25日から平成29年12月31日まで。6、事業完了年月日、平成29年10月27日。

7、完了検査年月日につきましては、平成30年9月5日に第2地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程8、報告第48号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第48号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。

55ページをお開きください。

許可日、平成30年8月22日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積24,098㎡。

3、許可期間は平成30年8月22日から永年となっております。

以上、報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程9、報告第49号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第49号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) について説明いたします。57ページをお開きください。

1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。

2、許可年月日、許可番号。平成29年8月25日付、中農委5第29-3号。3、許可

地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇〇、〇〇番〇〇。4、転用目的、黒墨採取。5、事業計画の期間、平成29年8月25日から平成30年8月24日まで。6、事業完了年月日、平成30年8月24日。7、完了検査年月日につきましては、平成30年9

月14日、第1地区推進班において現地確認をしまして、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上です。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程10、報告第50号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 中村委員長

中村委員長 平成30年9月3日(月)に農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。
審議内容、現況証明願いについて。
〇〇〇〇外3名が、太陽光発電施設設置を目的とした地目変更登記のために、現況が農地、採草放牧地以外の土地である旨の証明願いの提出があったので、協議した結果、次のとおり結論を得ております。
協議結果、当該地の状況を慎重に調査及び協議した結果、農地法の運用について第4(4)イ「その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」の規定に該当する農地、採草放牧地以外の土地であるものと判断しました。以上、農地委員会の開催報告とする。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で農地委員会の報告を終わります。
日程11、議案第84号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第84号、現況証明願(1)について説明いたします。
16ページをお開きください。
(1)1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、雑種地、現況、農地・採草放牧地以外、面積80,499㎡の内23,785㎡。利用状況、原野。3、申請の理由。砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は17ページのとおりです。
本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく、砂利採取計画認可申請のため

申請があったものです。対象地は農業振興地域外となっております。
平成30年9月14日、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 「現況証明願いについて」(2)について説明いたします。
18ページをお開きください。
(2)1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
札幌市〇〇〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇。
さいたま市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
札幌市〇〇〇〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積40,692㎡。利用状況、原野。3、申請の理由。地目変更登記のため。
4、見取図は19ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
公簿が畑で現況が原野となっていた土地について地目変更するものです。
平成30年9月3日、農地委員会と第3地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 小林委員。

小林委員 「現況証明願いについて」(3)について説明いたします。
20ページをお開きください。
(3)1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積13,833㎡。利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記のため。
4、見取図は21ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
公簿が畑で現況が雑種地となっていた土地について地目変更するものです。
平成30年9月3日、第6地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程12、議案第85号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第85号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。
23ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積49,005㎡ほか1筆、合計畑65,654㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,799,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は24ページのとおりです。
この案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) から (7) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第85号(2)から(7)について説明いたします。

25ページをお開きください。

なお、(2)(3)は譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積37,875㎡ほか7筆、合計畑201,246㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、15,617,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は26ページのとおりです。27ページをお開きください。

(3) 1、譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積29,819㎡。利用目的、畑。

3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,615,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、蕎麦。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。

9、見取図は28ページのとおりです。

この2件につきましては、〇〇氏より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。

また、(2)の農地については、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

29ページをお開きください。

なお、(4)から(6)は貸主が同一なことから一括して説明いたします。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿〇〇、現況〇〇、面積37,290㎡の内16,198㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、

権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年10月1日から平成35年9月30日まで。6、価格、年64,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は32ページのとおりです。30ページをお開きください。

(5) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積4,319㎡ほか3筆。合計畑、39,599㎡。利用目的、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年10月1日から平成35年9月30日まで。6、価格、年164,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作目、馬鈴薯。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は32ページのとおりです。31ページをお開きください。

(6) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積72,080㎡の内33,480㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年10月1日から平成35年9月30日まで。6、価格、年132,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は32ページのとおりです。

この3件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。33ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積27,062㎡ほか1筆。合計畑、48,590㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借の再設定をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年10月1日から平成35年9月30日まで。6、価格、年200,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は34ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

議長 説明が終わりましたので、(2) から (7) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(8) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 議案第85号(8)について説明いたします。
35ページをお開きください。
(8) 1、当事者の住所、氏名。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、(株)〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積46,631㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,174,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は36ページのとおりです。
この案件につきましては、所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
議案第85号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程13、議案第86号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。
(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました、議案第86号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。

38ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、申出を受けた年月日。平成29年12月4日。

3、農地中間管理機構を含めた調整経過。平成30年7月9日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見。

当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

5、今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、39ページのとおりでありまして、合計11筆、365,084㎡となっております。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり要請致します。

日程14、議案第87号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第87号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。41ページをお開きください。

平成30年度分といたしまして、
(有)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(同)〇〇〇〇、
(株)〇〇〇〇、以上7件の提出がありました。
平成30年8月15日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれ
も農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。
以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。
これをもちまして、第15回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時42分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月26日

会 長 本 田 信 幸

1 番 長 谷 川 孝 二

2 番 田 中 洋 希